

# 市民ギャラリー

【文化センター1階】

## 利用のご案内

市民ギャラリーは、市民の芸術文化を育成し、文化活動の向上を目的に熊谷市立文化センター1階に開設されました。絵画・彫塑・工芸・書・写真など各種創作品の展示や、作品鑑賞の場として、また、心のやすらぎの場としてご利用ください。



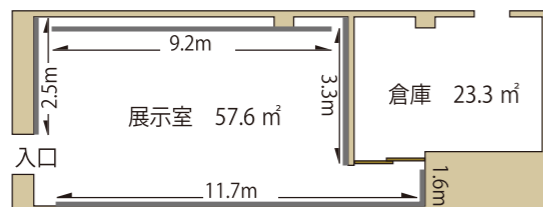
**利用時間** 午前9時から午後8時まで

**休館日** 毎週月曜日（ただし、この日が祝日、振替休日にあたる時は、その翌日）、年末年始（12月29日から1月3日まで）の他、設備点検等のため臨時に休館することがあります。

**使用料** 1日5,000円

### 施設のご案内

展示室 57.6㎡  
展示壁面の長さ 28.3m  
天井の高さ 2m56cm  
倉庫 23.3㎡



ギャラリー平面図

## 使用手続き

### 利用申し込み 12

- (1) 使用しようとする日の属する月の〇か月前の初日から、使用開始日の5日前までに先着順に受付します。（重複申込があった場合は、抽選になります。）
- (2) 受付場所は文化センター1階の総合事務室となります。

### 利用期間

引き続き利用することができる期間は6日間です。

### 利用の制限

次の場合は使用できません。また、許可を受けている場合でも、取消し若しくは利用を停止することがあります。

- (1) 営利を目的とするとき。
- (2) 公の秩序を乱す恐れのあるとき。
- (3) 管理上支障があるとき。

## 使用上のお願い

### 搬入・搬出

展示品の搬入・搬出は原則として利用時間（午前9時～午後8時）内をお願いします。

### 特別設備

会場内に特別設備をするときは、事前に管理者の承認を受けてください。

### 備品等の扱い

- (1) 備品等の扱いは慎重をお願いします。
- (2) 使用後の設備は現状に復し、備品等は所定の位置に戻してください。

### 係員の常駐

開催中は必ず会場責任者を常駐させてください。

### 展示中の事故

- (1) 展示物の事故で利用者が受けた損害は、責任を負いません。
- (2) ギャラリー内の設備等をき損、又は滅失したときは、損害を賠償していただくことがあります。

### 使用料の不返還

既納の使用料はお返しできませんので、利用日をよく検討されてからお申し込みください。

### 利用できる備品

備品名	個数
展示台 (180cm×60cm)	10
移動式展示パネル (220cm×90cm)	5
受付用カウンター	1
いす	2
案内板 (138cm×49cm) 誤正 83cm×48cm	2
(120cm×50cm) 誤正 85cm×50cm	



## 熊谷市立文化センター文化会館

〒360-0036 熊谷市桜木町 2-33-2  
TEL 048-525-4553 FAX048-525-4554

このご利用案内は、写真撮影からデザイン・印刷まで外注で3,000部作成し、作成費用は1部当たり94円です。

# BUNKA CENTER BUNKAKAIKAN

## 熊谷市立文化センター文化会館



ご利用案内